

大
館
市

農業委員会 だより

第79号
令和6年9月1日発行



令和6年8月29日
水稻作柄調査

農業経営と農地の最適化利用にむけて



大館市農業委員会

会長 安部 幸美

農業者から年齢と共に足や腰が痛くなり十分動けなくなつた。これまで使ってきた農業機械が古くなった。肥料や燃料が高くなり経費を支払うと利益が残らない。などと話が多く聞かれるようになり、少しでも長く農業に従事しようとすることや、若い人たちが自分の生涯をかけて「農業」に取り組もうと考えるとき、ハードルが高くなつてきていると思う方が多いと感じます。このままでは担い手の減少や農地の耕作放棄地の拡大などが懸念されます。

これらの課題を解決するため、農業経営基盤強化促進法の改正により地域計画の策定が義務付けられました。地域計画は、農作業の効率性や生産コストの軽減が期待できる農地の集約化の実現に向けて、将来の農地利用や地域農業を地域として考え策定するもので、本市農業委員会においても、担い手の確保には農地の集約化による農業経営の安定が重要であるものとして、地域の関係者と連携して地域計画の策定に取り組んでおります。

また、国では、農業の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」が改正され、世界における我が国の状況、地球温暖化と環境の変化、頻発する自然災害に対して、食料安全保障の確保を中心とした内容となっております。法改正による支援策は、農業経営の安定、担い手の確保、農地の維持などつながるものと考えておりますので、我々農業委員、農地利用最適化推進員が皆様の意欲向上につながる有効な支援策等の情報提供を行いながら進めて参ります。

農業を取り巻く現状にはまだまだ課題がありますが、地域農業の明るい将来を目指すため、様々な課題解決に向け取り組んで参ります。引き続き皆様のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

市町村農業委員会 地区別研修会

各市町村で、地域計画の策定に向けた活動が行われ、今年度末までの策定を目指し、地域での話し合いや取りまとめ等がより活発化していく状況から、計画が地域の課題や農業者の意向等を踏まえ、現場の実態に沿った「自分たちの計画」となるよう、策定に向けて積極的に活動していくほか、策定後は、地域の話し合いの定期的な開催による見直し等に取り組むことが重要であり、このため、県内の農業委員会が市町村農政担当課や関係機関と連携し、今後の計画の策定と見直し等に向け、地域の話し合いをはじめとした活動を牽引する積極的な取組が展開されることを目的とする研修会に参加しました。



※研修会の様子 令和6年8月1日

農業委員会からのお知らせ



農地パトロール実施中

遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、農地の違反転用の防止・早期発見等を目的に、8月下旬から9月下旬まで、各地域において集中的に農地の利用状況等について調査を行っています。

委員が意向把握等のため、お尋ねすることがあります。

目指すべき農地利用の姿や遊休農地の実態把握と意向確認のため、農地の所有者や耕作者へ直接お尋ねすることがありますのでご協力願います。

総会開催・申請受付日程

農業委員会では、毎月1回総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等をしようとする方は、受付締切日までに農業委員会に申請書を提出してください。

令和6年9月から令和7年6月までの農業委員会総会の開催予定は、次のとおりです。

総会開催予定日	転用申請届出受付締切日	各種申請届出受付締切日(転用以外)	転用等現地調査日
令和6年 9月13日(金)	8月16日(金)		9月 3日(火)
令和6年10月11日(木)	9月17日(火)		10月 2日(水)
令和6年11月12日(火)	10月17日(木)		10月31日(木)
令和6年12月12日(木)	11月15日(金)		12月 2日(月)
令和7年 1月15日(水)	12月17日(火)		1月 7日(火)
令和7年 2月10日(月)	1月17日(金)		1月31日(金)
令和7年 3月12日(水)	2月17日(月)		3月 4日(火)
令和7年 4月14日(月)	3月17日(月)		4月 2日(水)
令和7年 5月13日(火)	4月17日(木)		5月 2日(金)
令和7年 6月13日(金)	5月16日(金)		6月 3日(火)

※総会開催日等は変更になる場合があります。

委員の任務分担

会長 安部 幸美（餅田2区）農委

会長職務代理者 斎藤 重春（黒沢）農委

総務小委員会	・ 農業委員会の業務活動の計画 ・ 研修企画			
	◎小林 大樹 高坂 千悦 渡邊 久留美 丸岡 信雄 秋元 優 渡邊 修一	(小坪川原) (本郷2) (向田) (立花2区) (猿間) (向田)	農委 農委 農委 推進 推進 推進	○岩澤 トシ子 菅原 一成 藤盛 久登 畠山 博実 北村 鉄正 佐藤 稔
農業振興小委員会	・ 農作業標準賃金の策定 ・ 水稲作柄調査			
	◎富樫 覚 渡邊 久雄 石山 元一 浅利 瑞穂 菅原 徹 萬田 信市	(本宮) (五日市上) (赤坂) (大森) (羽立) (下川端)	推進 農委 農委 農委 推進 推進	○藤原 信雄 伊藤 昇 小畑 美恵子 蛇川 廣之 岸 恭司 佐々木 浩
農地調整小委員会	・ 農地利用調整 ・ 農地法等の改正に伴う調整			
	◎畠山 繁司 富樫 俊昌 阿部 重信 石垣 忠廣 畠山 新悦 小林 秀文	(別所) (板沢) (大葛) (小茂内) (松峰) (中仕田)	農委 農委 農委 推進 推進 推進	○羽柴 睦廣 嶋田 久美子 小畑 純市 佐藤 謙一 仲澤 信仁

農地を相続したら届出を

相続で農地を取得した時は、農業委員会に届出することになっています。
忘れずに農業委員会事務局まで届出をお願いします。

転用の相談は農業委員会へ

農地に住宅を建てたい
たとえば・・・ 農地に工場を建設したい
農地を駐車場にしたい
こんな場合には、「**転用許可**」が必要です。

農地の貸し借りの方法が変わります！

令和7年4月から、利用権設定ができなくなります。

令和7年4月以降に農地を貸し借りする場合は、以下の二種類の方法になります。



	(1)農地中間管理事業に基づく貸借	(2)農地法第3条に基づく貸借
対象農地	農業振興地域内の農地	すべての農地
対象者 (借りるかた)	地域の農業の担い手となる 農業者のかた	農地法第3条の許可要件を 満たすかた
貸借期間	原則10年以上	特に制限なし
期間満了時の 取り扱い	期間満了と同時に貸借終了 (所有者のかたに権利が戻る)	賃貸借：解約の手続きがない限り、 自動更新 使用貸借：期間満了と同時に貸借終了



それぞれの手続きについては、農業委員会へお問い合わせください。

← **市のホームページ** にも掲載しています。

農地の所有者名義をご確認ください

農地中間管理事業や農地法第3条に基づく貸借では、相続登記が行われていない農地は手続きができません。現在利用権設定を行っているかた、令和7年4月以降に貸借を行う予定のかたは対象農地の相続登記が行われているか、固定資産税の通知などで確認してください。

相続登記についての相談は、司法書士や市で実施している無料相談（予約制。詳細は広報おおだてに掲載）などをご利用ください。

問い合わせ

大館市農業委員会農地振興係

☎ 0186-43-7129

相続した土地を国が引き取る制度があります

●相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日開始）

所有者不明土地の発生を防止するため、一定の要件をクリアすることで、承認され土地を国が引き取る制度。農地は、原則20万円負担金を納付することで、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする。（ただし、農用地区域内や土地改良事業の施行区域内の農地などは、面積区分ごとに算定される。）

（国が引き取らない土地、例として）

- 建物がある、土壤汚染されている、担保権や使用収益権が設定されている、他人の利用が予定されている、境界が明らかでない土地などは、申請することができない。
- 一定の勾配や高さの崖がある、阻害するものが地上にある土地などは、承認を受けることができない。

申請先は、秋田地方法務局(秋田市)となります。

相続登記制度が スタートしました!

相続登記が義務化になります (令和6年4月1日開始しました)

所有者が亡くなっても「相続登記」がされていないため、登記簿を見ても所有者が分からず、災害の復興等様々な取引を進められない問題が起きています。

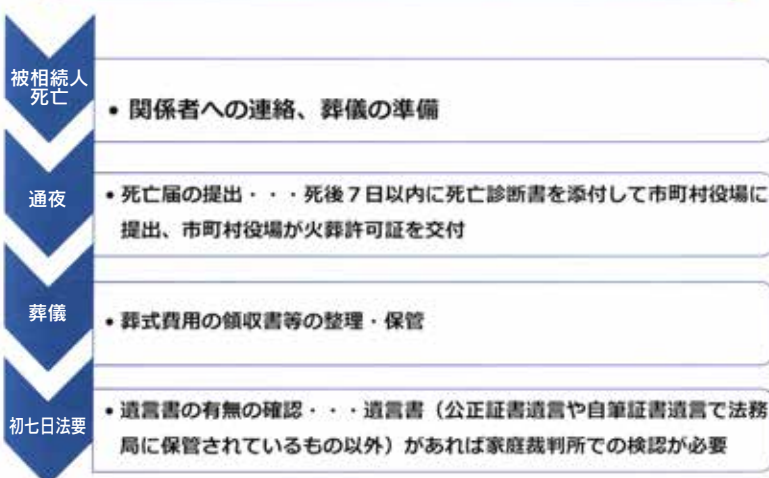
この「所有者不明土地問題」を防ぐための相続登記が義務化となります。

- ・相続登記の申請については、制度スタートから3年間の猶予期間があります。
- ・新しい制度では、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- ・相続人の間で遺産分割の話合いが難しいような場合は、ひとまず、今回新たに作られた「相続人申請登記」を利用して、不動産を相続する者が法務局に対し申告することで義務を果たすこともできます。

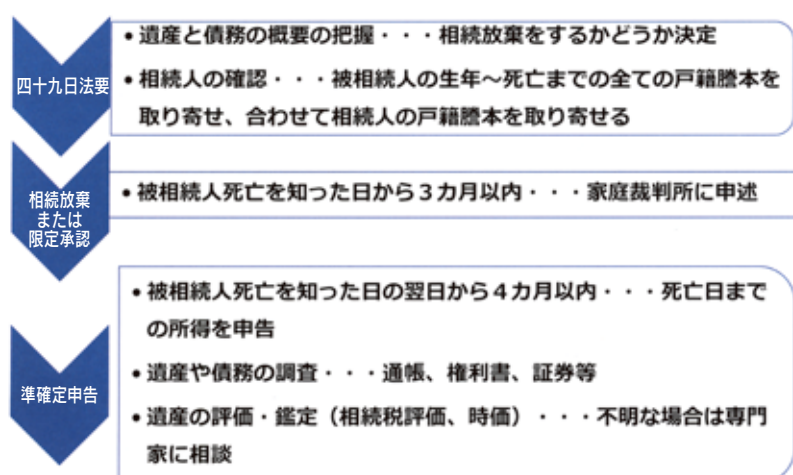
※相続登記について不明な点がある場合は、法務局や登記の専門家である司法書士会などにご相談ください。



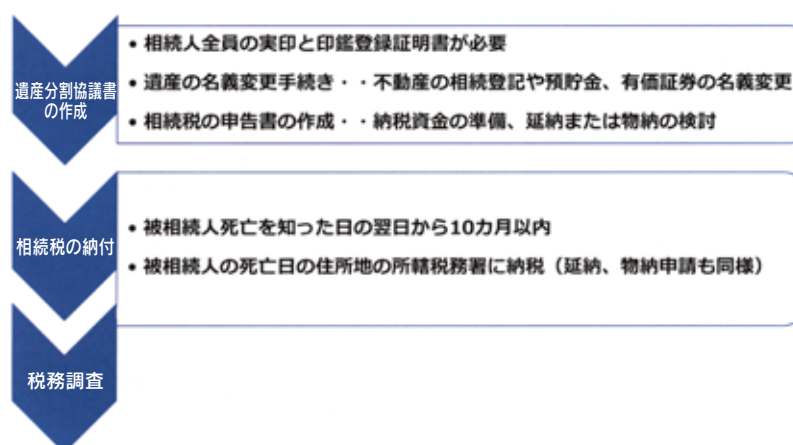
【参考】相続開始後のスケジュール①



【参考】相続開始後のスケジュール②



【参考】相続開始後のスケジュール③





農業者の皆さん！ 老後の備え 迷っていませんか？

預貯金だけじゃ不安だけど、
どうしたらいいかな？

農業者なら **農業者年金** がおすすめ！



Q. 農業者年金って？

A. **農業者**なら広く加入できる
年金制度です！

加入要件は**コレ**だけ！



- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金1号被保険者
- 20歳以上65歳未満
(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)

農業者のかたにおすすめしたい
3つのポイント

- ☆長生きしても安心の**終身年金**！
- ☆保険料は **全額** 社会保険料控除！
- ☆月額2万円から6万7千円まで。

自分で選べて、**いつでも**変更可能！
要件を満たす場合には、国庫補助もあります。

まずは

農業者年金

検索

詳しくは
農業委員会へ



**全国農業
新聞**

電子版の試し読みは
農業委員会まで！



発行日：毎週金曜日

購読料：新聞本紙＝月額700円(税込) ※新聞本紙はもちろん電子新聞も閲覧可能
電子新聞＝月額500円(税込) ※電子新聞のみ閲覧

見本紙のご用命、購読のお申込み、ご相談は、農業委員会で受け付けています。
電子版のみのお申し込みは、全国農業新聞のポータルサイトで受け付けています。



全国農業新聞ポータルサイトURL

<https://www.nca.or.jp/shinbun/>

QRコードはこちら